

春日井市研究実習農園（市民菜園）要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、花や野菜等の実習栽培を通じて、市民みずからが自然に親しむために市が設置する春日井市研究実習農園（市民菜園）（以下「市民菜園」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（位置等）

第2条 市民菜園は、市が国土交通省から河川区域内の占用許可を受けた春日井市上条町10丁目159番地先から182番地先までの土地とする。

2 市民菜園は、1区画おおむね30平方メートルとする。

3 市民菜園の利用は、1世帯1区画とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

（利用期間）

第3条 市民菜園の利用期間は、原則として2年間とする。ただし、次に掲げる場合は、これを短縮することがある。

(1) 河川管理者による河川改修が行われる場合

(2) 洪水その他の自然現象による河川の状況の変化により、河川管理上支障がある場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合

（利用の要件）

第4条 市民菜園を利用できる者は、市内に住所を有する者とする。

（利用の申請）

第5条 市民菜園を利用しようとする者は、春日井市研究実習農園（市民菜園）利用申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（審査及び許可）

第6条 市長は、市民菜園の利用を承認したときは、春日井市研究実習農

園（市民菜園）利用承認書（第2号様式）を交付する。

2 利用の申込みをした者の数が、利用されるべき区画数を超える場合は、抽選により決定する。

（利用料等）

第7条 市民菜園の利用料は、無料とする。

2 市長は、市民菜園の利用の承認を得た者（以下「利用者」という。）から利用期間の当初に実施する市民菜園の整地費、看板作製費、区割ロープ費、区割杭費等について実費相当額を徴収するものとする。

3 既に徴収した実費相当額は、還付しない。

（原状回復義務）

第8条 利用者は、市民菜園の利用を終了したときは、速やかに除草及び栽培物等を撤去し、区画を原状に回復しなければならない。

（届出）

第9条 利用者は、市内に住所を有しなくなった場合、耕作ができなくなった場合等により市民菜園の利用を取りやめるときは、速やかに利用辞退届（第3号様式）を提出しなければならない。

2 利用者は、転居した場合は、速やかに春日井市研究実習農園（市民菜園）住所変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民菜園を他人に貸さないこと。
- (2) 指定された区画内に水道、小屋等の設置をしないこと。
- (3) 指定された区画以外で栽培等をしないこと。
- (4) 営利を目的として利用しないこと。
- (5) その他市民菜園の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月12日から施行する。

春日井市研究実習農園（市民菜園）利用申込書

平成 年 月 日

（あて先）春日井市長

【申請者】
住所 〒

カガナ
氏名

印

利用区画を始め、現地の状態を確認し納得しましたので、
次のとおり、市民菜園の利用を申し込みます。

利用者	氏名					電話番号		
	住所	春日井市						
	生年月日	年 月 日			年齢			
家族の状況	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢		
来園の方法	自家用車 ・ 自転車／バイク ・ 徒歩 ・ その他（ ）							
誓約事項	<p>春日井市研究実習農園（市民菜園）を利用するにあたり、春日井市研究実習農園（市民菜園）要綱及び同利用注意事項を遵守し、善良なる利用者の注意をもって管理することを誓います。</p> <p>なお、この宣誓に違反したときは、市民菜園の利用承認を取り消されても異存ありません。</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印 _____</p>							

※市記入欄

利用区画	
------	--

春日井市研究実習農園（市民菜園）利用承認書

平成 年 月 日

様

春日井市長 伊 藤 太

次のとおり市民菜園の利用を承認します。

住 所	
氏 名	
利用区画	
利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
<p>利用条件</p> <ol style="list-style-type: none">1 利用承認期間内であっても、土地所有者から土地利用、河川改修及び河川管理等により返却を求められた場合は、直ちに応ずること。2 市民菜園に関する補償を求めることはできない。3 市民菜園は、他人に貸すことはできないものであり、これに反した場合は即時利用承認取消とする。4 市外へ転出したとき又は利用しなくなったときは、速やかに市に申し出て、返却の手続を行うこと。5 春日井市研究実習農園（市民菜園）要綱を遵守すること	

利用辞退届

春日井市研究実習農園（市民菜園）の利用を取りやめるので届け出ます。

平成 年 月 日

（あて先） 春日井市長

住 所 春日井市

氏 名 ⑩

利用区画	—
理 由	1 市外へ転出するため（平成 年 月 日付） 2 耕作ができなくなったため 3 その他

春日井市研究実習農園（市民菜園）住所変更届

（あて先）春日井市長

年 月 日

氏 名		利用区画				
旧 住 所	〒 春日井市 (電話 ー ー)					
新 住 所	〒 春日井市 (電話 ー ー)					
転居年月日	年 月 日 (実際の転居又は転居予定日)					
家族の状況 ※変更があった ときのみ記入し てください	氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢
その他の事項						